

高島市文化財保存活用地域計画 (案)

令和3(2021)年

高島市教育委員会

高島市文化財保存活用地域計画 目次

序章

1. 計画作成の背景と目的
2. 地域計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の進捗管理と自己評価の方法
5. 高島市文化財保存活用地域計画における文化財の定義

第1章 高島市の概要

1. 自然的・地理的環境
 - (1) 位置と概要
 - (2) 地名
 - (3) 地形・地質
 - (4) 気候
 - (5) 生態系
 - (6) 景観
2. 社会的環境
 - (1) 人口の動向
 - (2) 交通
 - (3) 産業
 - (4) 観光
3. 歴史的背景
 - (1) 市の歴史的特徴
 - (2) 行政区画の変遷

第2章 高島市の文化財の概要と特徴

1. 指定文化財の概要と状況
 - (1) 国指定等文化財
 - (2) 県・市指定等文化財
2. 埋蔵文化財
3. 指定等文化財以外の資産
4. 文化財の特徴

第3章 高島市の歴史文化の特徴

1. 交通の要衝の影響
2. 山の恵みと産業
3. 水辺の生活文化

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

1. これまでの文化財調査の概要
2. 文化財調査の課題
3. 文化財の保存と活用の状況
4. 文化財の保存と活用の課題

第5章 高島市の文化財の保存と活用に関する目標と方向性

第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

1. 文化財調査実施の方針と措置
2. 文化財の保存と活用に関する基本方針
3. 文化財の保存と活用に関する措置

第7章 関連文化財群に関する事項

1. 関連文化財群の設定
2. 高島市の関連文化財群
 - (1) 継体大王出生の地
 - (2) 都とつながる山・川・道
 - (3) 高島七頭と城館跡
 - (4) 中江藤樹の教え
 - (5) 湖辺の祈りと暮らし
3. 関連文化財群の保存と活用に関する課題
4. 関連文化財群の保存と活用に関する方針と措置

第8章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災・防犯に関する課題
2. 文化財の防災・防犯に関する方針
3. 文化財の防災・防犯に関する措置

第9章 文化財の保存と活用の推進体制

1. 推進の基本的な考え方
2. 地域住民との協働による文化財の保存と活用への取り組み

別添資料 指定文化財リスト
指定等化財以外の文化財リスト
遺跡（埋蔵文化財包蔵地）一覧
市政モニターアンケート結果
市民アンケート結果

序章

1. 計画作成の背景と目的

滋賀県北西部に693km²の面積を有する高島市には、緑豊かな山林から流れ出る清流、豊富な湧水、多くの河川や内湖、そして琵琶湖という多種多様な水の恵みを受けて営まれてきた水辺の生活文化と、それにまつわる文化財が数多く存在する。このことは高島市の地域特性として評価され、これまでに複数の史跡、名勝、文化的景観などが国の指定や選定を受けている。特に、重要文化的景観には市内の3地域が選定されており、琵琶湖と水の関わりの中で育まれてきた豊かな歴史文化が、今も暮らしと共に息づいている。さらに選定後にはそれぞれの地域で、地域住民を主体として立ち上げられた水辺景観まちづくり協議会による文化的景観の保存と活用を目指した活動が続けられている。また、平成27年には、本市を含む県内10市域に構成文化財が存在する日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産―」が選定されている。特に白鬚神社を始めとした本市域の構成文化財は、水辺に住む人達が作り上げた珍しい景観、他では見ることの少なくなった日本の原風景として、多くの見学者を集めている。こうした観光資源としての活用や、地域団体による見学者の受け入れ体制整備を更に進めることも、文化財の保存と活用の重要な手段の一つである。

一方、少子化による人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化や伝統行事への関心の低下により、文化財の保存や継承を取り巻く環境は年々厳しくなっており、さらなる文化財の価値づけや保存にかかる新たな取組が必要となっている。

また、平成17（2005）年1月にマキノ町・今津町・朽木村・新旭町・安曇川町・高島町という6町村が合併して誕生した高島市は、山林・平野・琵琶湖を含む広大な市域面積を有することから、一つ一つの文化財が点在しており、文化財の魅力を発信するための観光コースの設定や、効率の良い見学コースの設定にも課題が残る。

さらに、旧町村から引き継いだ文化財の中には、未整理であったり状態確認ができていなかったりしたために、十分な活用を図ってこなかったものもあり、これらの状況を確認し、今後の文化財の継承を見越した取り組みを続ける必要がある。

町村合併から15年が経過し、行政課題であった市民病院の改築、支所機能の見直し、市役所庁舎の増築が完了し、まちづくりの基盤作りが進み、文化財の保存・活用につながる状況調査や文化財収蔵庫および展示施設の環境整備についても進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、市の総合計画に掲げる「住みたい、住み続けたいまちの実現」を目指し、市内の文化財の状況を的確に把握し、保存・活用を総合的・計画的に推進することを目的に、「高島市文化財保存活用地域計画」を作成する。

2. 地域計画の位置付け

本計画は、高島市のまちづくりにおける行政運営の指針となる最上位計画「第2次高島市総合計画」に示す施策項目のうち、「郷土愛と誇りを育むひとづくりの推進」と「誰もが住みたくなる生活環境の整備」を具現化するための分野別計画として位置付ける。また、景観、観光、環境、防災等の関連計画およびこれまでに策定されている文化財の保存活用計画等を踏まえ、本市の文化財全般に関する保存・活用・整備の方針および取り組みを定めたものとする。

なお、令和2(2020)年3月に策定された「滋賀県文化財保存活用大綱」では、滋賀県の文化財の保存・活用の方向性として

- ① 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- ② みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- ③ 文化財の多種多様な活用推進
- ④ 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- ⑤ 文化財を維持するための資金の確保

という五つの柱を設定していることから、本計画についても、この方向性を踏まえたものとする。

(1) 高島市総合計画における文化財の保存活用の位置付け

平成29(2017)年3月に策定した第2次高島市総合計画では、今後10年間のまちづくり方針を「高島の「恵み」と「誇り」を最大化!!-住みたい、住み続けたいまちの実現-」とし、それを推進する6つの政策分野を定めている。さらに基本計画としてそれぞれの政策分野に基づく施策体系を構築し、施策の推進を図ることとしている。

この中の「あゆむ 子育て・教育」分野においては、施策項目の一つに「郷土愛と誇り育むひとづくりを推進します」があり、「歴史・文化の情報発信と次世代への継承」や「郷土の先人に学ぶ心の教育の推進」によって、「地域を知り地域に学ぶ機会をつくる」ことが示されている。さらに、「せせらぐ 暮らし・文化」分野では、施策項目の一つに「誰もが住みたくなる生活環境を整えます」があり、「日本遺産や水辺景観の継承と活用」によって「水を大切に作る生活環境を保全・継承」することが示されている。

また、「かもす 産業・経済」分野では、施策項目の一つに「豊かな自然や恵みを活かした観光を推進」することが掲げられ、日本遺産や重要文化的景観を始めとした高島の魅力や暮らしを活用した観光プログラムの開発やルート構築の推進を行うことが示されている。

(2) その他行政計画における文化財の保存活用の位置付け

ア. 高島市都市計画マスタープラン

高島市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「里山・

里住・里湖をつなぐ結の都市づくり」を基本理念として、平成24（2012）年（変更は平成29（2017）年）に定められた。その基本目標の1つに「恵まれた自然や歴史と地域文化を活かした都市づくり」があり、これまで地域の人々が培ってきた文化的蓄積や生活スタイル、景観等を保全し、地域の誇りとして都市づくりに活かすことが示されている。

さらに具体的な市街地および集落整備の方針として、「伝統的な町屋等の保全」が掲げられ、寺社や茅葺民家、歴史を感じる町屋、そして重要文化的景観選定地域などの集落景観は、様々な手立てを講じて保全に努めると共に、新築にあたっては、瓦や板壁を用いて伝統的な工法によるなど、周辺と調和した新たな景観形成に向けてのルール作りを進めるとされている。

また、都市および集落等の景観形成の方針については、「景観形成推進区域内の景観形成」および「暮らしの営みと一体となった景観形成」が掲げられ、重要文化的景観の保全を市民連携のもとに進めることや、地域の営みと自然、歴史が調和した本市らしい景観を形成している箇所の保全や景観の創造に努めることが示されている。

イ. 高島市景観計画

本計画は、景観法第8条に規定する景観計画として、平成19（2007）年10月に策定された。これに先立ち、高島市は、平成17（2005）年11月18日をもって景観行政団体となっている。「高島市景観計画」では、「高島にしかない景観を積極的に保存や活用し、地域にとってはもちろんのこと、そと（来訪者）から見て、“豊かな地域社会”を象徴する景観づくりを進める」ことを基本理念とし、これを踏まえて4つの良好な景観形成に関する方針を定めている。中でも特に「人から人へと受け継がれてきた景観」や「日常の暮らしにおいて、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出された文化的景観」は重要視され、景観形成推進区域の中には「文化的景観地区」および「水辺景観地区」が定められている。なお、「文化的景観地区」に定められる3地域は、いずれも文化財保護法に基づく国の重要文化的景観に選定されている。

ウ. 高島市文化振興計画

平成29年3月に作成された本計画は、第2次高島市総合計画に基づき、「継承と創造、文化でつながるまちをめざして」を基本理念とし、この実現のために6つの基本目標を定めている。その一つ目として挙げられているのが「水と暮らしに彩られた文化財産を保全、継承します」であり、重点施策として「文化的景観の保全と活用」、「文化財への理解促進」、「文化財の保存と活用」が示されている。

エ. 第2次高島市環境基本計画

平成29（2017）年3月に策定された「第2次高島市環境基本計画」では、目指す

環境像を「水と緑と人を大切に、自然と共生するまち」と定め、これを達成するための具体的施策の一つに「自然景観・文化的景観の保存」を明記している。

オ. 高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、高島市人口ビジョンを踏まえ、地域の実状に応じた今後5年間の基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、平成2年3月に、第2期計画が策定された。ここでは、施策の1つに「おいでよ、高島！水と緑、食や歴史を活かした観光まちづくりプロジェクト」があり、この中では「歴史や文化財を活用した観光振興による地域力の向上」を図ることが示されている。

カ. 高島市食育推進計画（第3次）

「食べよう 伝えよう 高島の食」をスローガンとして、令和2年3月に策定。3つの基本方針の一つに「つたえる～高島市の食と風土をいかした食育の推進～」があり、恵まれた自然環境と暮らしを結びつけてきた先人の知恵や技術が数多く存在する高島の食文化を継承することが示されている。さらに、目標実現のための具体的な取り組みとして、湖魚の料理体験教室、郷土料理講習会の開催、高島の発酵文化の推進が掲げられている。

キ. 高島市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、平成28年8月に策定。計画では、予想される災害に対して予防対策を定め、施設設備の防災対策を推進するとともに、文化財被害発生時には文化財等の被害を最小限に抑えるための取り組みが記されている。

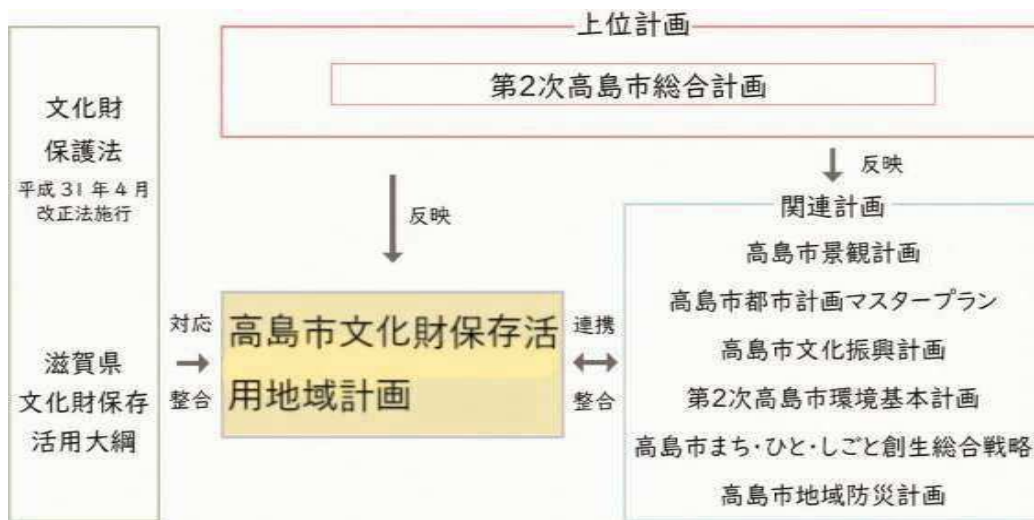


図 文化財保存活用地域計画と関係計画の位置づけ

3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和3（2021）年度から、令和12（2030）年度までの10年間とする。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画は計画期間が10年間と長期にわたるため、計画期間を各5年間の前後期に分けて、進捗の管理と自己評価を実施する。

まず、前半の5年度経過時点で、社会的な要因や財政状況を踏まえ、事業計画の進捗状況の確認と自己評価を実施し、中間評価を行う。その評価結果を踏まえ、後期の事業計画について必要な更新・修正を加え、後期により効果的な取組ができるよう事業の推進を行う。なお、自己評価の結果により、事業計画の更新・修正が必要となった場合は、まず外部の有識者によって組織される「高島市文化財保護審議会」に諮問を行い、審議会で審議の上、変更申請の手続きを行う。

さらに計画期間の10年度経過時には、後期の進捗確認・自己評価を行い、次期計画作成時の計画立案・事業実施に取り組む。

このように、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)からなるPDCAサイクルを繰り返すことで、本計画に掲げる将来像の実現に向けたより効果的な取組ができるように努める。

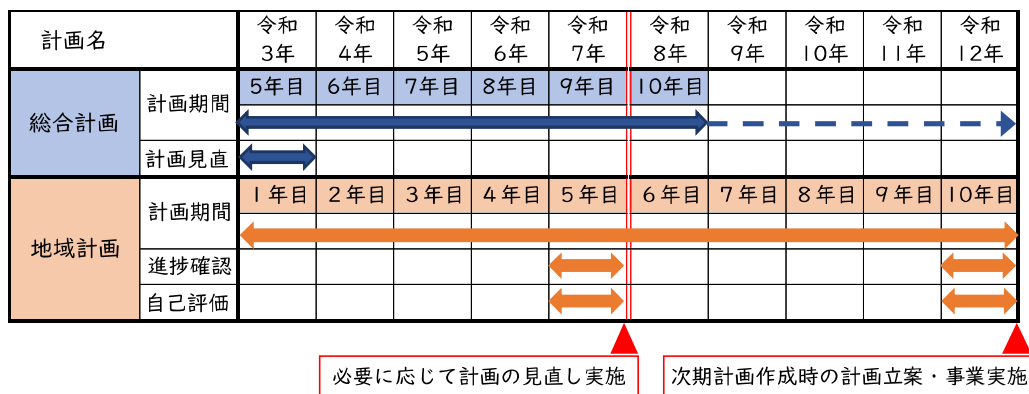


図 計画期間及び進捗・計画評価のスケジュール

5. 高島市文化財保存活用地域計画における文化財の定義

本計画で扱う計画対象は、文化財保護法に定められる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群等の指定・未指定文化財のみでなく、高島市の歴史・文化を理解する上で重要な自然環境や景観、地域の伝承や習慣、人々の伝統的な活動等を含むものを「文化財」として扱うこととする。

具体的には、文化財保護法上の類型に分類されない「食文化」「景観」「人物」「伝統産業」「自然・気候」についても、高島市の歴史文化を理解する上で重要なものについては、計画対象として検討を進めることとする。

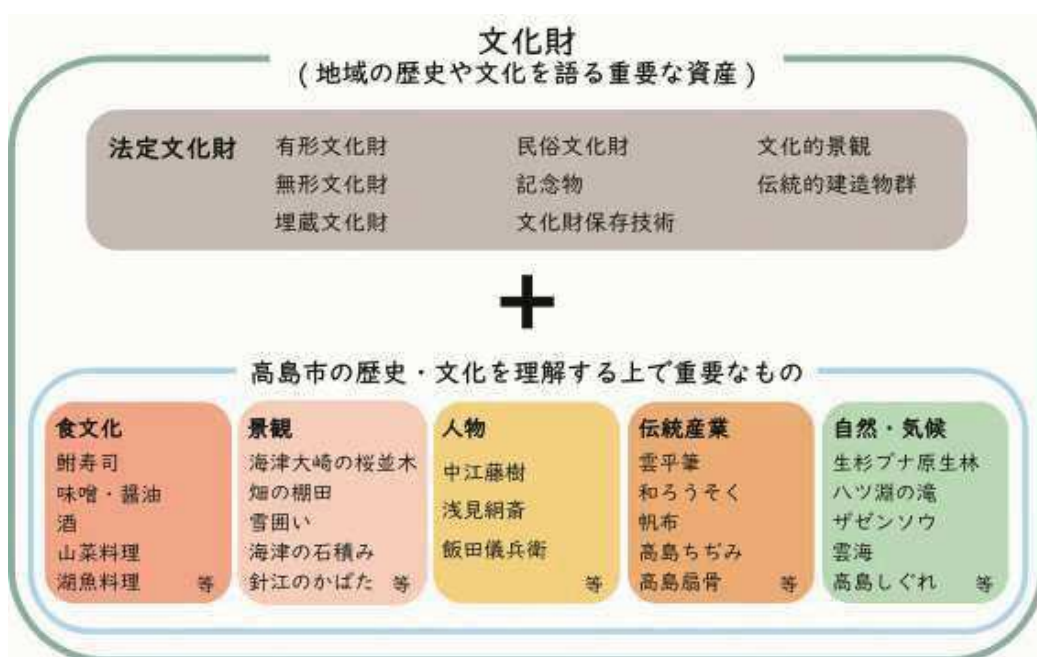


図 本計画で文化財として扱う対象

第1章 高島市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置と概要

高島市は、滋賀県北西部に位置し、総面積は約693km²、東西約31.1km、南北約31.3kmの市域を有している。市域の約3割、約182km²が水域であり、そのほとんどを琵琶湖が占める。

東は一部長浜市に接しているが、大部分は琵琶湖に面し、南西部は比良山地を境に大津市と京都府、北西部は野坂山地を境に福井県に接している。

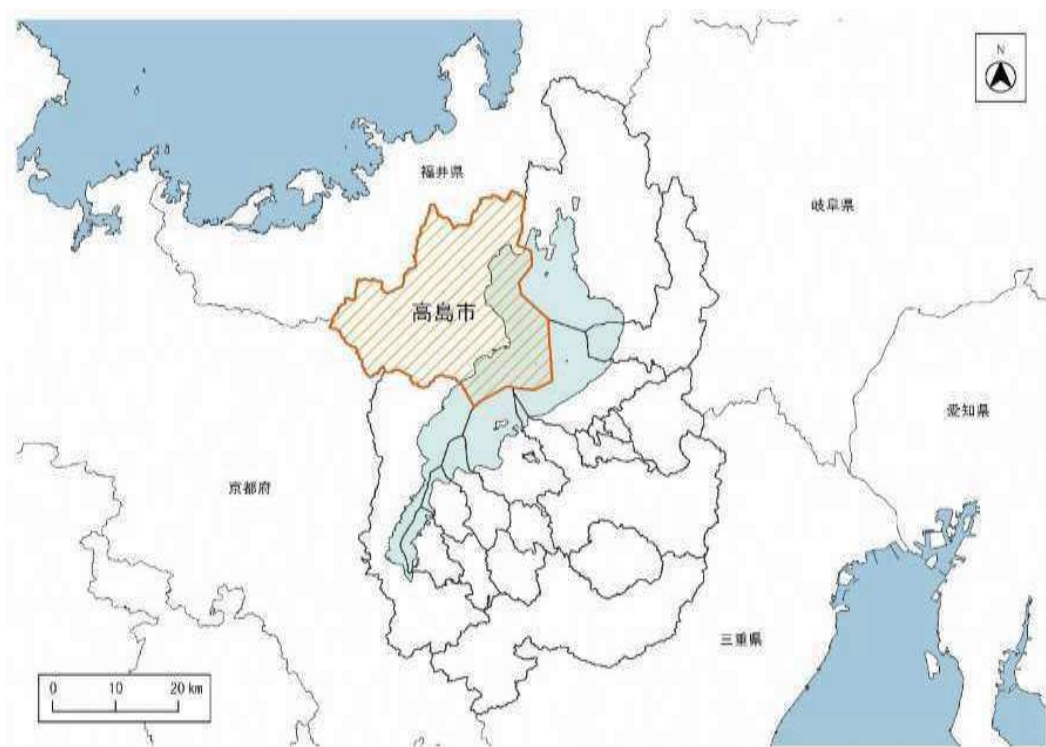


図 周辺と都道府県を含めた広域の位置図（国土数値情報を使用）

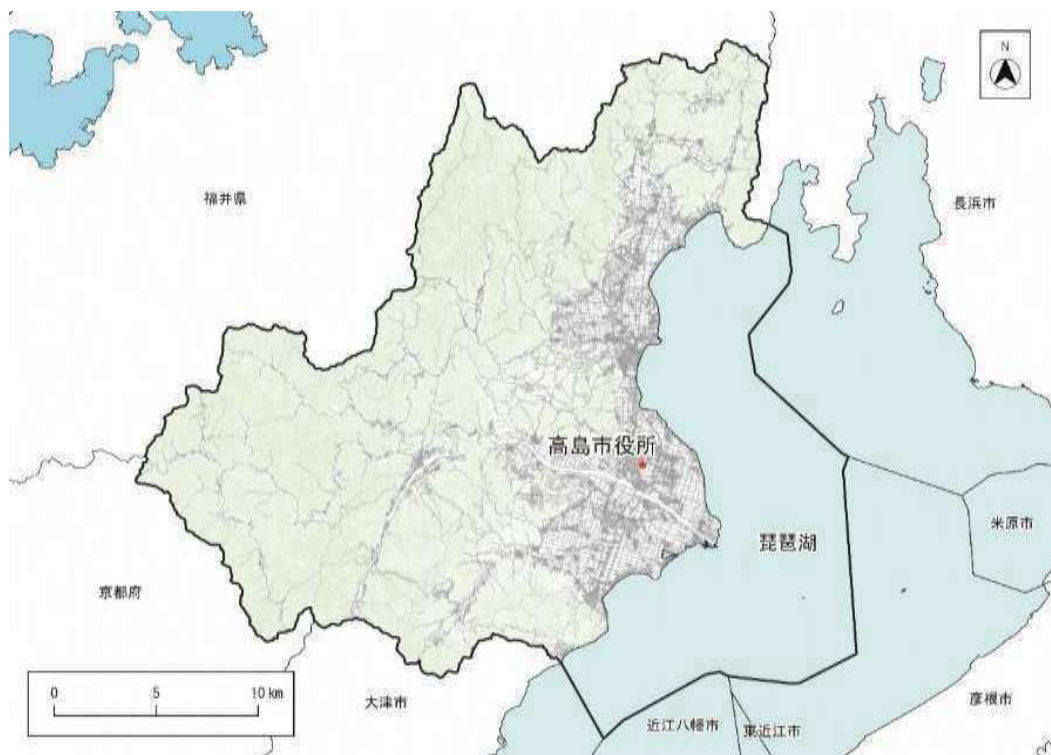


図 拡大の位置図（国土数値情報を使用）

(2) 地名

高島の地名は、大宝元（701）年の国・郡・里制度で定められた郡名である「高島郡」に始まると考えられている。文献上では7世紀後半に成立したとされる『上宮記』からの引用の一書に「汗斯王（彦主人王）弥乎の国高嶋宮に坐しける時」とみえるのが最初で、その後は、『万葉集』や『延喜式』にも高島の名前が登場する。なお、訓は「太加之万」で、タカシマと考えられる。

大宝令によって高島郡内とされた地名を見ると、「三尾」、「高島」、「木津」など現在につながるものが多く、その位置についてもほぼ特定ができています。また、それ以外の地域についても、「善積」や「大処」など中世の荘園や寺社領に由来をもつ名前が多く、地名をとおして地域の歴史や領主の変遷等を知ることができる。

明治22年の町村制施行で市域には、海津村・剣熊村・西庄村・百瀬村・川上村・今津村・三谷村・新儀村・饗庭村・広瀬村・安曇村・青柳村・本庄村・高島村・大溝村・水尾村・朽木村が成立した。

さらに平成17（2005）年にマキノ町・今津町・新旭町・安曇川町・朽木村・高島町という旧高島郡6町村の合併により高島市が誕生した。令和3年（2021）3月時点で、市内には、203の自治会があり、この多くが、江戸時代の村名を引き継いだ集落名となっている。



図 町村制施行時の行政区域（国土数値情報を使用）

(3) 地形・地質

滋賀県の地形は、琵琶湖を中心とした近江盆地を形成しており、その周りに古琵琶湖層からなる丘陵・段丘や扇状地・三角州がほぼ同心円状に配列するという地形である。滋賀県の南部や東部では沖積平野がよく発達しているのに対し、北部や西部では丘陵・台地・低地の分布間隔が狭く、直線的な断層崖と急斜面を流れる渓谷が多いことが特徴であり、奥山から湖岸まで多様な環境が存在している。

高島市は琵琶湖の北西部に位置し、北部に野坂山地、南部に比良山地が広がっている。両山地の間には古琵琶湖層からなる饗庭野台地、泰山寺野台地が広がっており、市域の約半分が標高300mを超える高所部であり、奥山では550m以上の標高となっている。高所部の大半が緑豊かな森林に覆われており、陸地面積の約72%を占める。そこから流れ出る清流は、台地を東西に横断する河川となる。北から順に、石田川・百瀬川・安曇川・鴨川等の多くの河川があり、平野部が乏しい琵琶湖西岸地域において、比較的広い沖積平野を形成する主因となっている。市内の沖積平野は、安曇川・鴨川によって形成された南部平野部と石田川・百瀬川・知内川によって形成された北部平野部に大別でき、多くの住民が居住するとともに、特徴的な文化的景観を形成する場となっている。また、豊かな水資源は地下水脈として多くの生活基盤となっている。

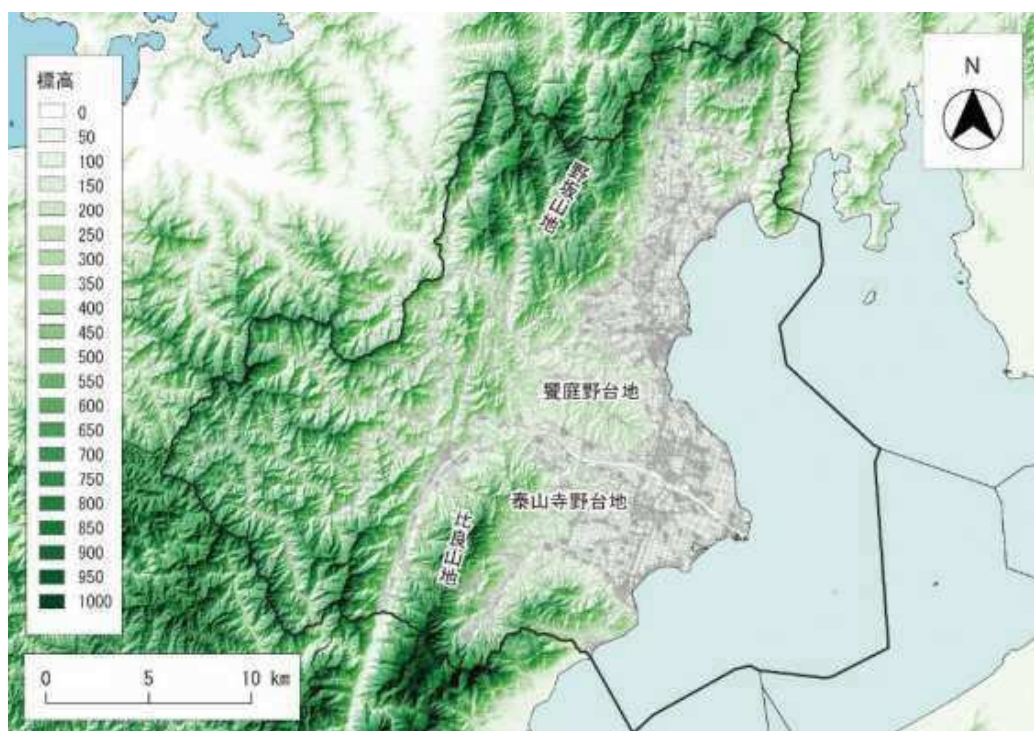


図 地形図（国土数値情報を使用）

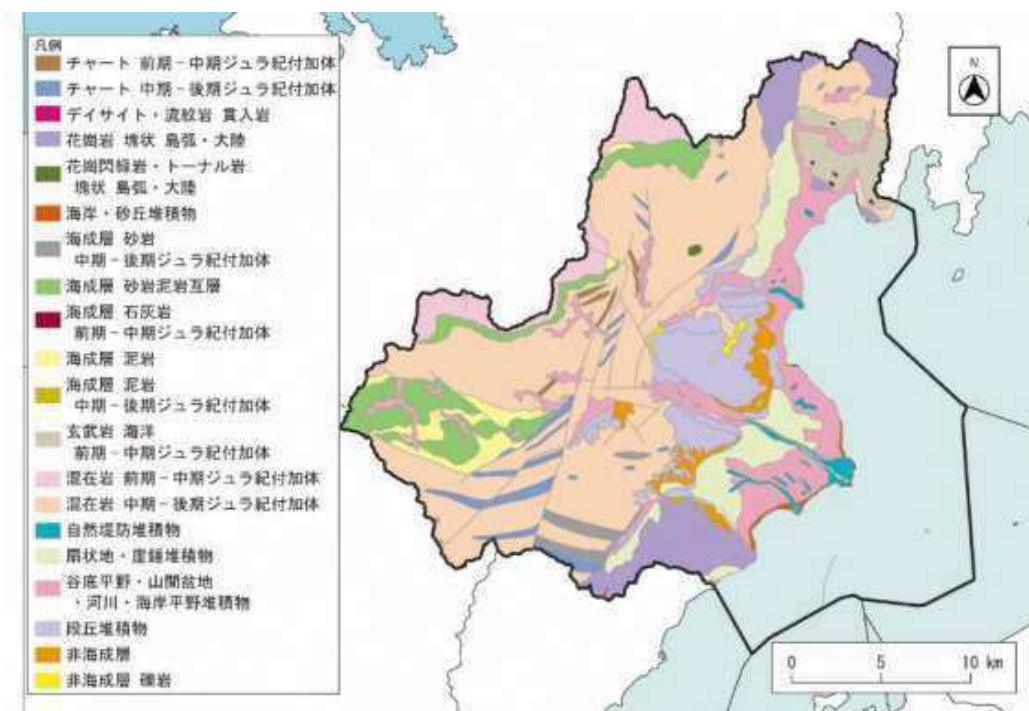


図 地質図（国土数値情報を使用）

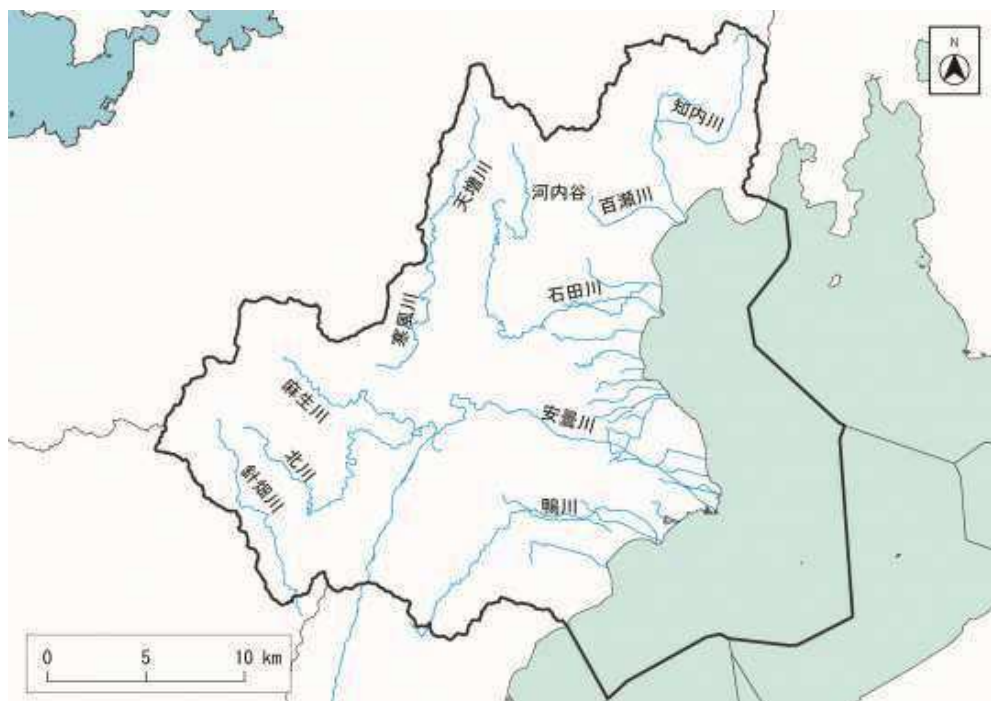


図 河川図

(4) 気候

高島市の気候は、日本海側気候であり、冬には若狭湾から伊勢湾に向けて吹く季節風の影響で積雪が多く、厳しい寒さとなる。年平均気温は12.8℃であるが寒暖の差が激しく、厳冬期には気温は-9℃に達する年もあり、厳しい寒さとなる。年間降水量は2,300mm前後であり、晩秋には、空一面が灰色の雲に覆われ、冷たい小雨となる「高島しぐれ」と呼ばれる降雨が続く。また、市西部の山間部では、放射冷却によって霧・層雲が広域に発生する雲海が見られる。特に紅葉が色づく10月下旬～11月上旬に朽木小入谷峠から見下ろす雲海は、絶景として知られる。

積雪量は近年減少する傾向にあるが、平均すると平野部で30～50cm程度である。

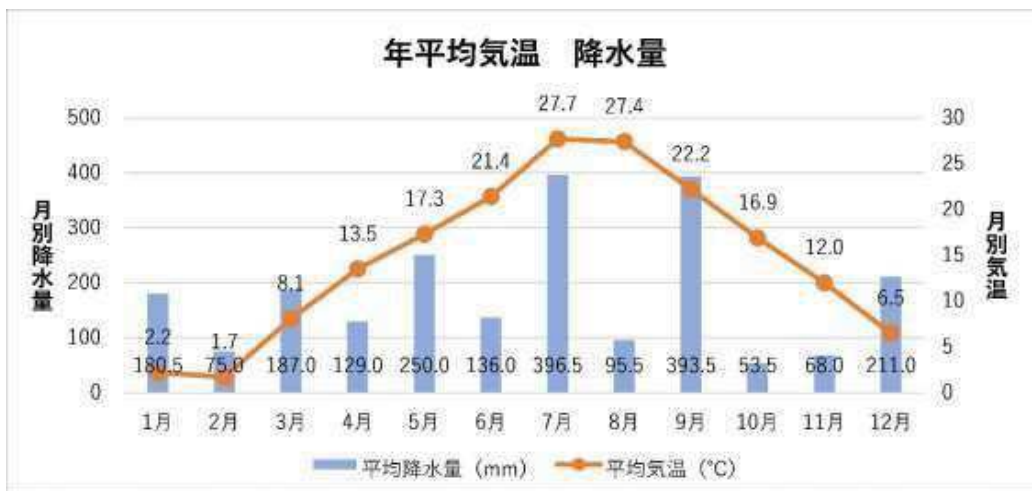


図 年平均気温と降水量¹⁾

(5) 生態系

森林や農地、琵琶湖や河川などの多様な自然環境を有する高島市には、それぞれの環境をすみかとする動植物が数多く生息・生育している。

また、分布の中心が日本海側にある植物や、琵琶湖湖岸の植物、琵琶湖だけに見られる固有の魚など、特有の動植物がたくさん見られる豊かな地域でもある。

確認される動物は、サル・タヌキなどの哺乳類からホタルなどの昆虫類まで多岐にわたっている。特に琵琶湖には、60種類を超える固有種を始めとする多様な生物が確認されているが、近年の外来魚の繁殖による琵琶湖および周辺地域の生態系への影響が懸念されている。なお、市内で生息が頻繁に確認される天然記念物では、ニホンカモシカとオオサンショウウオがあげられる。

また、市内には、琵琶湖、大小の水路、内湖、ため池、湿地、ビオトープ等の多彩な

¹⁾ 出典：高島市統計書 平成31年/令和元年度(2019年版)

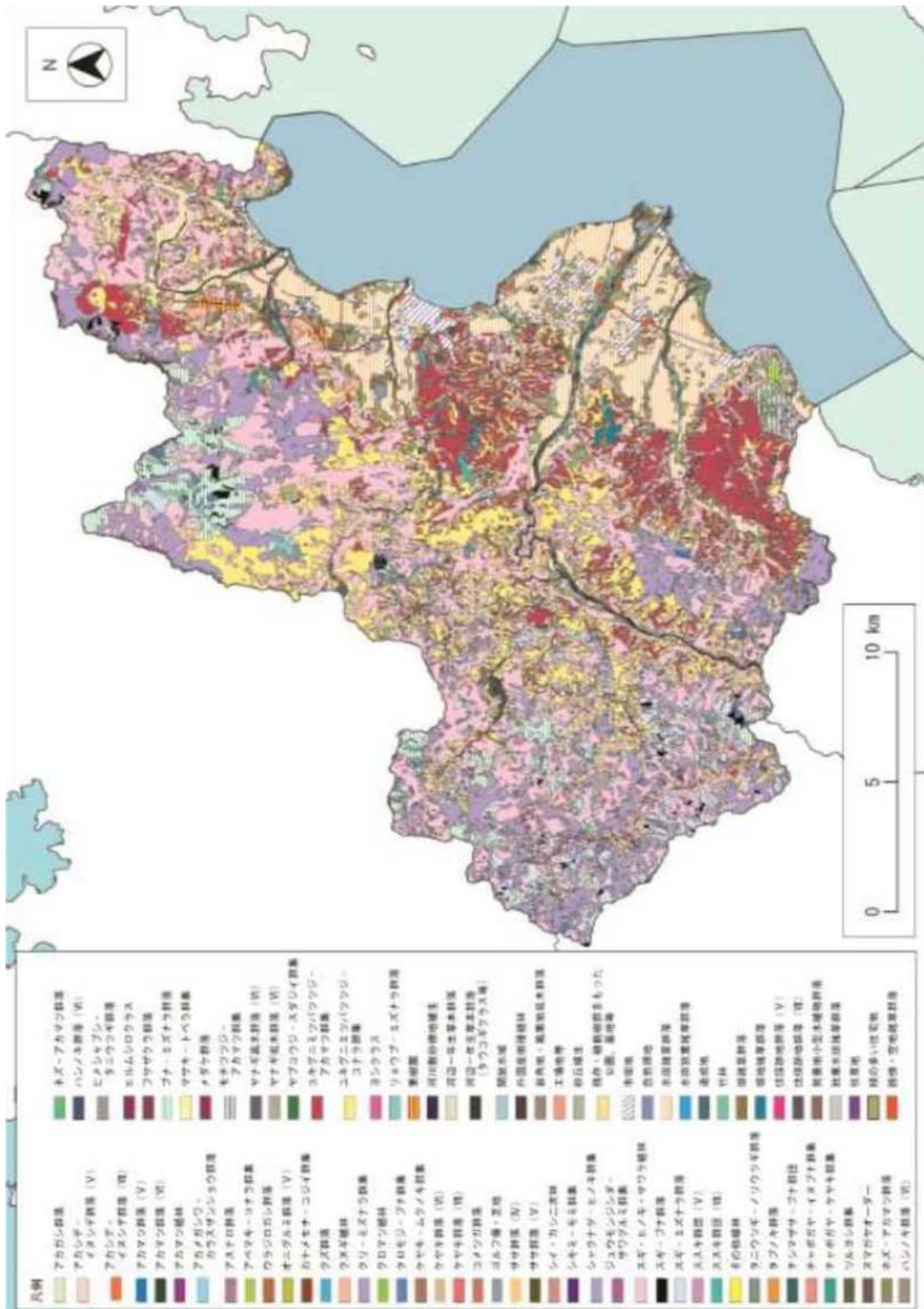


図 植生図

水域が存在し、そこには多くの魚類や湿地特有の植物が生息する。魚類では、琵琶湖の沖合環境に生息するアユ、コイ、フナ類、ニゴイ、ハス、ウグイなどがあげられ、これらは主に琵琶湖を生息場所としているが、産卵期になると内湖や河川に遡上する回遊型の魚類が多い。これらは、エリ漁やヤナ漁の漁獲対象種として、高島市の食文化の形成には欠かせないものである。

また、今津町弘川の湿地には、ザゼンソウの群生地が存在し、国内南限の自生地として知られている。

本市の森林植生は、冷温帯と暖温帯、日本海側と太平洋側のいずれにもまたがっているため、極めて多様性に富んでいる。県自然公園の特別地域に指定される生杉のブナ林には、ブナ・トチノキ・ホオノキ・イタヤカエデなどの高木が生え、豪雪地帯に適応したエゾユズリハ・ハイイヌガヤなどの日本海要素種が多く見られる。一方、平地では、江戸時代に安曇川の氾濫を防ぐために堤防上に植えられた真竹や、信仰の対象として守られてきた社寺林等、人の生活に関わる森林が多く見られる。社寺林にはスダジイ・ウラジロガシ・サカキ・カヤ・ヒノキ・スギなどの常緑高木が多く、生き物が豊富に住む貴重な環境ともなっている。

(6) 景観

高島市の地形は山地・平野・湖岸の3つの要素から構成されており、水と緑の豊かな自然景観が形成されている。

市域西部には山地が連なり、山林、渓谷、滝などの景観が広がっており、朽木渓谷やハツ淵の滝といった景勝地が散見される。

市域中央部には、複数の河川が作り上げる扇状地（平野）が形成されており、JRの駅等の周辺には市街地が形成され、その郊外部には視界の開けた田園景観が広がっている。また、マキノ町郊外のマキノ高原に続く市道沿いに続くメタセコイア並木は、新・日本街路樹百景の一つに選ばれ、多くの観光客を集める景観地として知られる。

市域東端は琵琶湖に接し、日本の渚百選に選ばれる「萩の浜」、日本の白砂青松百選に選ばれる「湖西の松林」、日本さくら名所百選に選ばれる「海津大崎の桜」など、全国的に知られた景観地が数多く存在している。

また、こうした自然景観に加え、自然とそこに住む人々の暮らしが作り上げた水辺の文化的景観が良好に残っていることは、本市の特筆すべき特徴である。市域の文化的景観は、河川、湧き水、内湖、琵琶湖という自然がもたらした豊富な水を、無駄なく循環させながら暮らしの中に取り込んでいった生活文化が作り上げたものである。これらが現在にまで息づいていることは、市域東部に3箇所の重要文化的景観が存在することでも明確である。

2. 社会的環境

(1) 人口の動向

高島市の総人口は、平成27(2015)年の国勢調査では50,025人となっているが、現在までは、年々減少が続いている。これまでの推移を見ると、戦後に人口が急増したが、高度経済成長期(1950年～1970年)には緩やかに減少し、昭和50(1975)年には、5万人を割り込んでいる。その後、平成12(2000)年にかけて緩やかに増加したものの、同年の5万5千人をピークに減少に転じている。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口(15歳～64歳)は、微増傾向で推移してきたが、平成12年の3万4千人をピークに減少に転じた。

年少人口(0歳～14歳)は、1970年代前半の第2次ベビーブーム(1971年～1974年)により横ばいの時期があったものの、長期的に減少が続いている。

一方、高齢者人口(65歳以上)は、平均寿命の延びを背景に一貫して増加が続き、平成7(1995)年に初めて年少人口を上回った。今後も令和7年まで増加が続き、令和27(2045)年には、生産年齢人口を上回ると推計されている。

総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後急速に人口減少が進み、令和22(2040)年度には40,000人を、令和42(2060)年度には30,000人を割り込み、令和47(2065)年には約21,000人になるとされている。

こうした人口減少の傾向は、空き家の増加にも表れている。平成25(2013)年の市内の空き家は5,650戸で、空き家率は23.5%となっている。これは、滋賀県平均の12.9%を大きく上回り、県内で最も高くなっている。

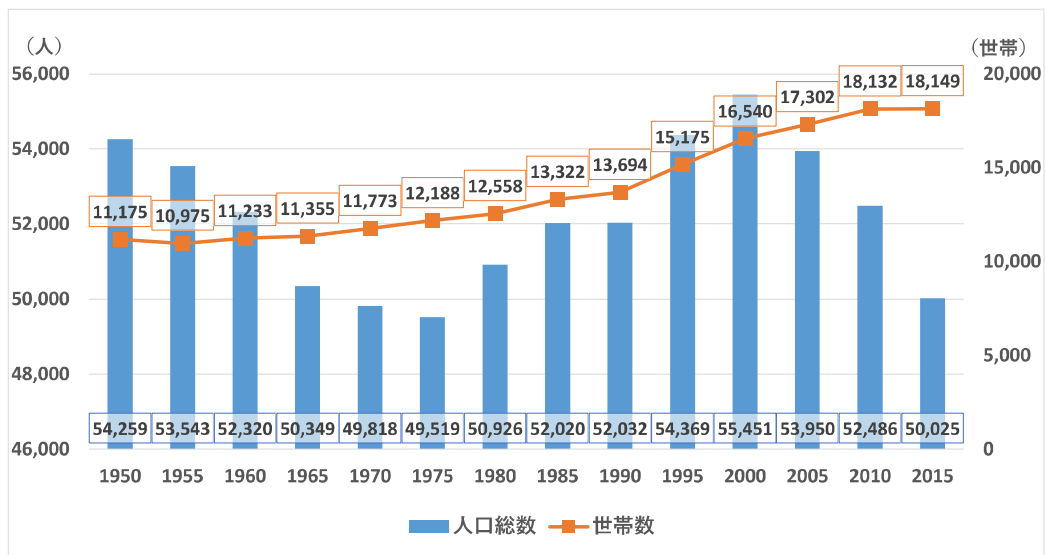


図 高島市の人口、世帯数の推移²

² 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度(2019年)版

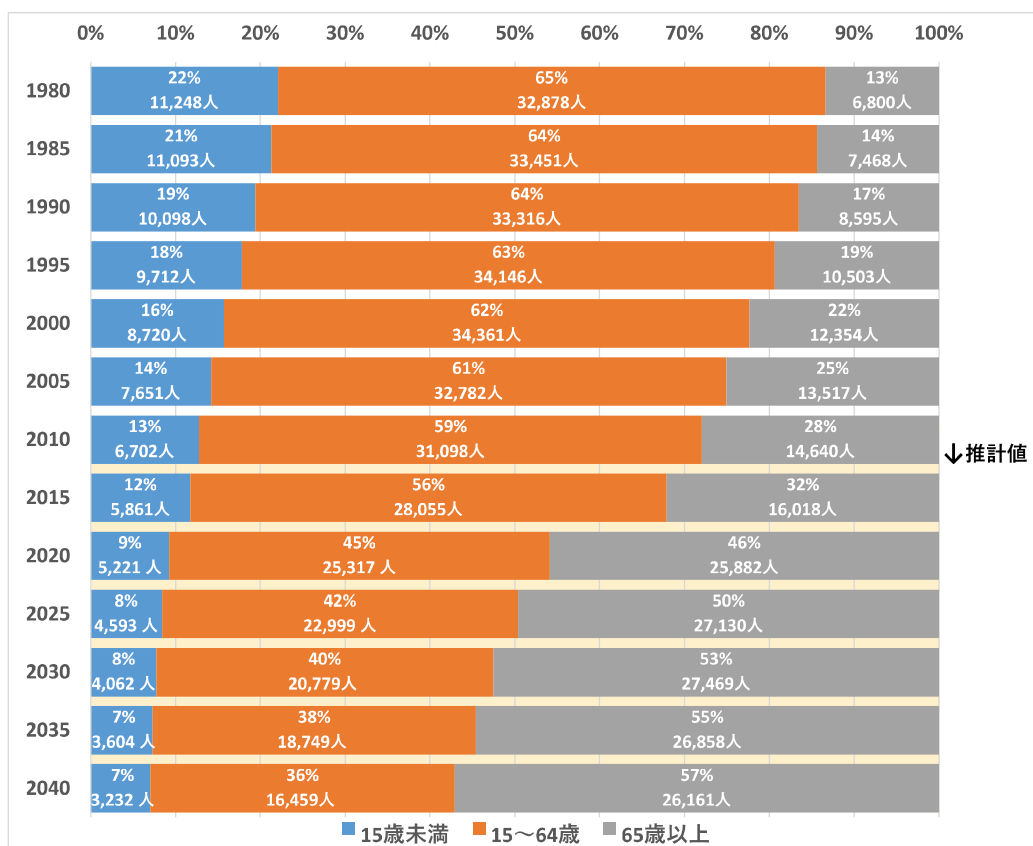


図 高島市の人口構成³

³ 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度（2019年）版

(2) 交通

高島市周辺は古来より交通の要衝であり、日本海と都をつなぐ古代の官道・北陸道(西近江路)や、中世から近世かけて整備されていった七里半街道、九里半街道、若狭街道(鯖街道)など多くの街道が本市を通過している。また、近世に発達した湖上交通の拠点として、海津・今津・木津・船木・勝野といった港が置かれた。

古代の北陸道については、そのルートや設定時期について諸説があるものの、各地に残る関係地名やルート周辺の発掘調査等から、およそそのルートと役割が明らかになっている。こうした官道沿いには、その後多くの主要施設や集落が置かれ、そのルートは、現代の国道整備にも引き継がれていくことになる。

近現代にはそれまでの主要街道に沿って、国道161号、303号、367号といった幹線道路が整備されている。古代の北陸道(西近江路)を踏襲する形で整備された国道161号は京阪神地域と北陸地域を結び、九里半街道に沿って整備された国道303号が、福井県若狭町と若狭街道(鯖街道)に沿って整備された国道367号と合流し大津市・京都市を結んでいる。

その他の道路としては、小浜朽木高島線、太田安井川線、海津今津線の主要地方道と琵琶湖岸を通る北船木勝野線、安曇川今津線などの一般県道が整備されている。

鉄道は、昭和49(1974)年開通のJR湖西線で、市域に6駅が整備され、また平成18(2006)年秋には、北陸本線長浜駅から湖西線永原駅間の直流化により、琵琶湖環状ルートが実現するなど、鉄道輸送の機動力は大きく前進している。また、湖西線は全線が高架であるため、強風により運行への影響が見られたが、JR西日本により防風柵の整備が行われた。

バス交通や乗り合いタクシーについては、西日本ジェイアールバス、江若交通、湖国バスおよび市営バスの運行路線のほか、近江タクシー、大津第一交通による乗り合いタクシーの運行が行われている。これらの運行は、中学生や高校生の通学や高齢者の日常生活を支える交通手段として、重要な公共交通となっている。

湖上交通に関しては、琵琶湖汽船および近江トラベルが経営する観光船があり、今津港からは竹生島へ向かう定期船が発着している。その他、奥琵琶湖マキノグランドパークホテル棧橋、海津大崎からそれぞれ発着がある。



図 交通網図（国土数値情報を使用）

(3) 産業

高島市における伝統産業・地場産業としては、全国シェアの約90%を誇る扇骨生産のほか、発展を続ける高島ちぢみや高島帆布といった高島織物がある。また400年の伝統がある雲平筆などもよく知られている。

ア. 高島扇骨

扇骨の製造は、江戸時代、安曇川の堤防に生えている「真竹」を利用したことに始まる。当初は、安曇川左岸の新旭町新庄や太田で、農閑期の仕事として零細的に作られていたが、明治時代に安曇川町西万木の井保寿太郎が会社組織を作り、近代産業へと発展させた。現在も、高島市での年間加工数は100万本弱で、滋賀県扇子工業協同組合の組合員数は、20事業者となっている。



イ. 高島織物

高島ちぢみ、帆布等の高島織物は、昭和20年代後半から30年代に、農家が農閑期の仕事として始めるようになり、30年代後半には機械化により、農業との兼業化が進んだ。現在、高島ちぢみは、国内クレープ生産シェアで全国トップクラスとなっているほか、高島晒協業組合の加工高は、年間5万6千反となっている。

ウ. 雲平筆

「雲平筆」の名称で知られる毛筆製作は、安曇川町上小川の藤野家に伝わっている。記録によると、藤野家が筆師となって雲平を名乗ったのは元和年間(1615~23)で、以後代々毛筆製作を続け、13代雲平が関東大震災のため妻の実家があった安曇川町に東京から移住し、今日に至っている。

エ. 水産業

水産業では、琵琶湖や主要河川での伝統的漁法による漁業が続けられている。市内の漁業組合の組合員数は、平成23(2011)年度は436名、平成26(2014)年度は426名と概ね横ばいとなっている。また販売額別経営体数自体は横ばいであるが、100万円以上の経営体は減少している。

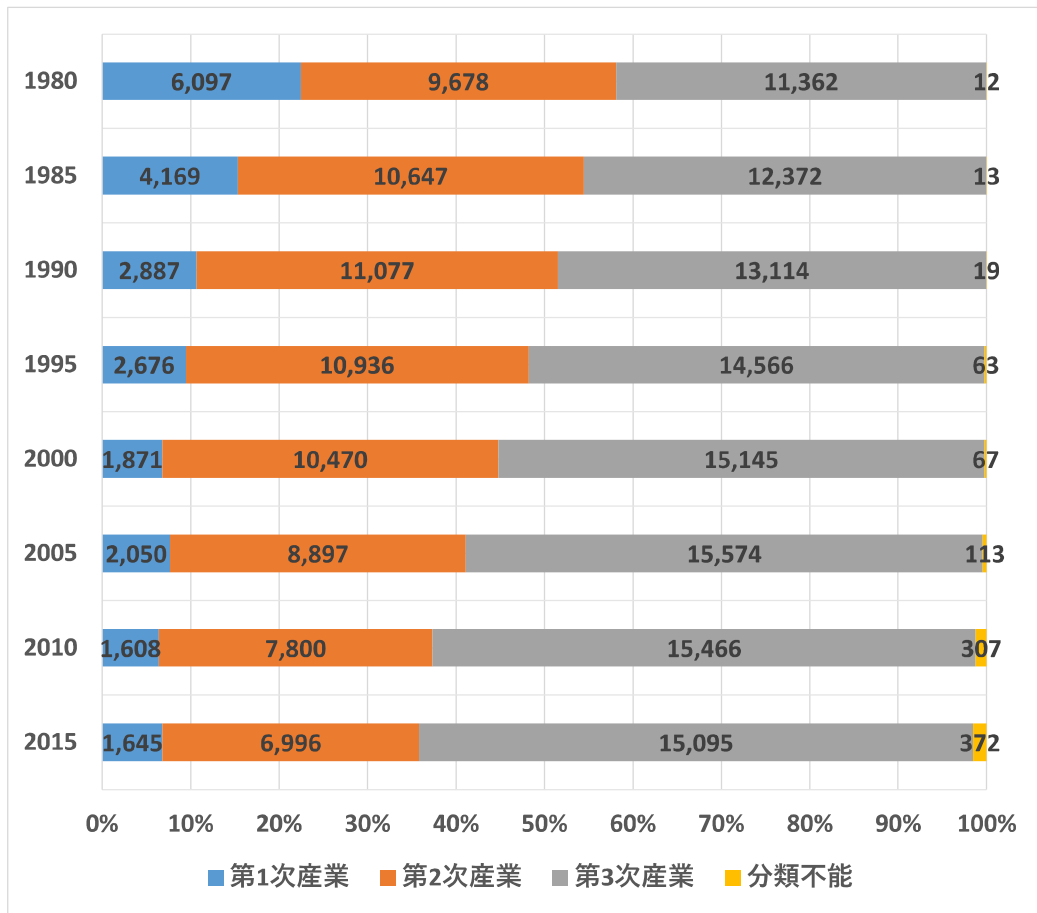


図 産業別就業者数の比（国勢調査より）

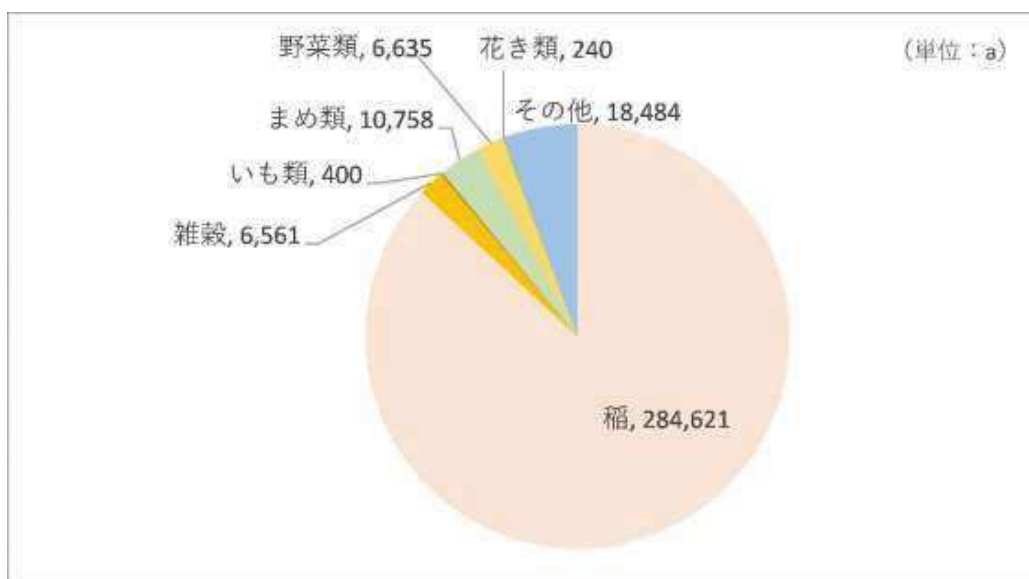


図 作物の類別収穫面積⁴

⁴ 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度（2019年）版

(4) 観光

全国から選ばれる百選が15も選ばれ、特に水や森に関係するものが多いのが特徴である。特に、新・日本街路樹百景に選ばれた「メタセコイア並木」は、近年人気が急上昇し、四季を問わず、多くの観光客で賑わっている。さらに、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」の構成文化財の一つである白鬚神社の湖中に浮かぶ朱塗りの鳥居は、若者の間で撮影スポットとして知られ、こちらも市内屈指の観光スポットになっている。

また、日本における陽明学の祖といわれる中江藤樹の出生の地で、藤樹が弟子に教を伝えた藤樹書院跡や周辺の関連施設も観光資源の一つとなっている。

本市は、京阪神から約2時間程度の日帰り観光圏内に位置し、年間の日帰り観光客数は、約415万人で、県下第4位となっている。

目的別ではスポーツ・レクリエーションが41.3%、歴史・文化が5.5%、また宿泊施設や道の駅利用が45.0%となっている。

月別延べ観光客数を見ると、ハイキング、キャンプなどのシーズンを迎える4月から11月にかけて多く、夏休み期間の8月期がピークとなっている。また、市内には、スキー場を始め、キャンプ場や温泉施設もあることから、延べ観光客に占める宿泊客の割合は、9.6%と県下で第3位となっている。

3. 歴史的背景

(1) 市の歴史的特徴

ア 原始・古代

この地域での人々の生活は約1万年前から始まっていたと考えられ、日置前遺跡から縄文時代以前の石器が出土している。特に安曇川・鴨川が形成する市域南部の広い扇状地には、下平古墳群などの縄文時代以来の人々の生活を示す遺跡が複数存在している。

同地域には、鴨遺跡や南市東遺跡など複数の時代にまたがって存続した遺跡も確認されており、長期にわたって人々の暮らしが維持されてきたことがうかがえる。鴨遺跡は、縄文早期から近世までの複合遺跡で、「朝」字銅印や若狭国遠敷郡の荷札等が出土し、郡衙または公的な管理施設があったと考えられている。また、安曇川町田中の南市東遺跡は、弥生中期から中世までの遺跡が存在するとともに、朝鮮系の陶質土器が出土していることから、渡来人が居住した遺跡であると考えられる。

古墳時代には、市内最大の前方後円墳である鴨稻荷山古墳が造営されている。本古墳からは、朝鮮半島の文化的影響を受けた冠・沓・魚佩・耳飾等が出土し、この地域の先進的文化、大陸とのつながりを示している。被葬者と考えられる三尾氏は、第26代継体大王の擁立に関わったと考えられる古代豪族で、市内には、田中古墳群や王塚古墳などこうした氏族の首長クラスの墓所と考えられる古墳が複数存在している。

一方、市域西部の山地には、早くから都の建築用材を調達するための杉がおかれたことがわかっている。伐り出された材木は、筏に組まれ、安曇川等の流れを利用して、琵琶湖岸まで運び、そこからさらに京や奈良の都へ運ばれるという河川交通による流通システムが構築されていた。古代においては、安曇川河口の他、木津や勝野津が要地であったと考えられる。その安曇川河口の北船木には、京の上賀茂神社の御厨が設けられ、漁場としても発展していたと考えられる。

北陸道と若狭道の分岐点近くに位置する今津町の弘川遺跡からは29棟の掘立柱建物の遺構が発見されるなど、奈良時代の官衙施設、あるいは郷倉ではないかと考えられている。

古代高島の地は、たびたび政権を争う戦乱の舞台となったことでも知られている。これは、本市域が奈良の都と陸上・湖上両方のルートでつながっていたこと、有力豪族の本拠地であったこと等が要因と考えられている。天平宝字6(700)年に勃発した藤原仲麻呂の乱では、「勝野の鬼江」(現、乙女ヶ池)が、最後の戦闘の場となり、戦いに敗れた仲麻呂は一族郎党とともにこの地で捕らえられ、処刑されている。

『和名抄』郷里部では高島郡に「三尾・高島・角野・木津・桑原・善積・川上・大処・鞆結・神戸」の10郷をあげる。

イ 中世

鎌倉時代に近江守護となった佐々木秀義の孫にあたる信綱は、後鳥羽上皇が討幕の兵を挙げた承久の乱の功により朽木庄を与えられ、次男の高信は朽木庄を領して「高島氏」を名乗る。その後、高信の子孫は高島越中・平井・朽木・横山・田中・永田の諸氏に分かれ、山崎氏を加えて高島七頭と呼ばれて高島郡内に割拠した。彼らは郡内各地に居館や本拠を守るための砦を築いた。これらの居館や砦の痕跡は国史跡清水山城館跡や田中城跡、永田城跡等に確認できる。

市域には中世の朽木文書を始めとして条里坪を用いた記録が複数残されており、条里制の復元が可能となっている。それによると、現在の勝野付近を一条として北へ進み、新旭町饗庭付近で十八条、今津町北仰付近で二四条と考えられる。方角は正南北から13度傾斜している。

また、複数の中世の記録に「高島南郡」の名称が見えることから、市域は南北に分割されていたと考えられる。また「善積郡」の名称も早くから見える。郡内には、剣熊庄・大処庄・鞆結庄・海津庄・海津西庄・開田庄・善積庄・河上庄・木津庄・船木庄・田中庄・古賀庄・比叡庄・高島庄・音羽庄・加茂庄・朽木庄・子田上杣・針畑庄といった多くの寺社や貴族が領有する荘園が存在した。加えて万木郷・三重生郷・横山郷などの中世郷の存在も知られる。

また、朽木庄を本拠とする朽木氏は、室町幕府の側近として活躍し、その子孫は戦国の動乱を生き抜き、江戸時代を通して、朽木の地を領有した。

ウ 近世

天正6（1578）年、織田信長の甥にあたる織田信澄が、高島郡を領有することとなり、新庄（新旭町）から城を移し、大溝の地に大溝城を築いた。大溝城は琵琶湖や内湖の水を巧みに利用した水城であり、城の西側には職人町を造り、北側には商人・職人・寺院などを移住させて、商家の町並みが造られた。こういった城下町の町割りには、ほぼ現在が続いている。

天正10（1582）年、高島郡は丹羽長秀に与えられ、翌年からは豊臣秀吉の支配地となった。この年の杉原家次知行目録によると、郡内で二万七千四八七石余りを有している。

江戸時代に入った元和5（1619）年、大溝藩二万石の藩主として大溝の地に入った分部光信は、水路や街路を整備するとともに、武家屋敷と町家地区を区切り、軍事・経済両面を備えた近世的な城下町の形成に努めた。

郡域には、幕府領・各国の藩領・旗本領・寺社領が交錯し、一つの村に複数の領主が存在する相給村も多く存在した。寛永石高帳によると、村数は148にのぼったという。

生業は、農村部・湖岸の村それぞれで恵まれた資源を活かした農林水産業が行われ、それぞれの村が形成されていった。特に、市域においては、豊富な水を活かして続けら